

【参考④】デジタル臨調で示された、行政手続の書面・対面規制に関する方向性 ¹⁰

申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制に関する検討の方向性

経済界要望において、行政手続の書面・対面規制の見直しを求める内容が数多く存在すること等を踏まえ、これらの規制を改めて洗い出し、行政手続のデジタル完結の実現を目指すこととしてはどうか。

PHASE1

紙・人の介在

法令、慣行等により、イ) 行政機関の窓口等での対面かつ書面、ロ) 行政機関に対する①申請・届出など、行政機関からの②交付・通知などが書面

①申請・届出 (民間→行政)
(約2万5千件)

②交付・通知 (行政→民間)
(約1万5千件)

PHASE2

オンライン化

オンライン申請・届出を可とする
「規制改革実施計画」に基づき、
令和7年末までに原則オンライン化方針

オンライン交付・通知を可とする
今後、各省庁に検討を要請

PHASE3

オンライン
利用率の向上

「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組（規制改革実施計画）」に基づき、各省庁に計画策定・公表等を要請

申請に基づかない通知等に関して
プッシュ型送付の仕組み等を検討

※利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

※上記取組で、年間10万件以上の手続については、エンドツーエンドのオンライン完結を要請

+

既存の情報システム（e-Gov等）の活用・充実等により、
エンドツーエンドのデジタル完結とオンライン利用率の向上に向けた取組を推進

PHASE4

デジタル完結の実現

原則として、全ての手続が、行政内部を含めてエンドツーエンドでデジタル化
(行政機関の判断や手続の精緻化・自動化を含む)

【参考⑤】未だアナログ手続の残る公証事務

公証事務	嘱託/請求手続	嘱託人と公証人の 対面の有無	交付手続	手数料納付
公正証書※1の 作成	対面	対面	書面交付	原則対面
定款・私署証書 の認証	オンライン可 ※事前に電話・ファッ クスの連絡必要	原則対面 一定の場合※2テ レビ電話可	その場で電子媒体で手 交可 電子送信	ネットバンク可
日付情報の付与	オンライン可 ※事前に電話・ファッ クスの連絡必要	—	電子送信	原則対面

※1 遺言、任意後見、金銭消費貸借契約、保証意思宣明、土地建物賃貸借、離婚、事実実験など

※2 ①必要な添付書類がすべてオンラインで指定公証人に提供されている場合、②必要な添付書類があらかじめ指定公証人に郵送されている場合

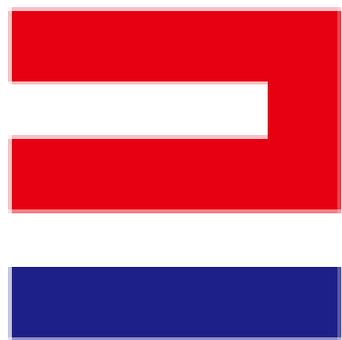
(出典)法務省のHP、日本公証人連合会のHP等の記述をもとに作成

【参考⑥】公証制度のデジタル化に関する当連盟の主張

具体的な要望事項

社会全体のデジタル化が喫緊の課題である中、
経済社会を支える法基盤である公証人制度全体も、
デジタル化に対応する必要がある。

- ①公正証書の作成についても、電子公証制度を構築する。(対面原則、書面原則、押印原則の撤廃)
- ②公証事務の手数料納付の対面原則を撤廃する。
- ③公証事務の嘱託・請求手続きの完全オンライン化を行う。



新經濟連盟

Japan Association of New Economy